

高石市工事の発注の見通し、入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

(平成 20 年高石市告示第 39 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「適正化法施行令」という。）に基づく情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第 2 条 適正化法施行令第 5 条第 2 項（適正化法施行令第 6 条において準用する場合を含む。）及び第 7 条第 4 項の規定による公表の方法は、行政資料コーナーにおける閲覧によるものとする。ただし、必要に応じて、高石市ホームページへの掲載その他の措置を講じることができるものとする。

(発注の見通しに関する事項の見直し及び公表)

第 3 条 市長は、適正化法施行令第 5 条第 1 項の規定により公表した事項を随時見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を見直しの都度、速やかに、公表するものとする。

(公表の時期)

第 4 条 適正化法施行令第 7 条第 2 項各号の事項の公表は、入札執行後速やかに行うものとする。ただし、第 1 号の事項の公表は、入札公告時に公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年高石市告示第 16 号）

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年高石市告示第 43 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。